

令和7年7月10日

日立市市長公室広報戦略課

令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託 公募型プロポーザル 質疑に対する回答

(受付順)

No.	質 疑	回 答
1	<p>専用ラインアカウントは市が所得されるとのことですが、公式ラインアカウントの課金対象メッセージ配信費(公式ラインアカウント自体の経費)は、市の負担する経費となるのでしょうか？ それとも、業務委託料に含まれているのでしょうか？</p>	<p>ひたちファンクラブ専用 LINE アカウントの管理・運営に係る費用(メッセージ配信費用等)は全て委託料に含まれます。 市が取得したアカウントの権限を運営(委託)事業者へ付与し、管理・運営業務を行っていただきます。</p> <p>なお、アカウント料金プランは、ライトプランから開始し、登録者数に応じてスタンダードプランへの移行を想定しています。</p>
2	<p>ラインでの地域クーポンに賛同いただける協賛事業者からの協賛とは、金銭・物品に限るのでしょうか？「1時間無料」「飲食店でのワンドリンクサービス」や「〇%引き」などの“サービス”も協賛の認識となるのでしょうか？ また、協賛事業者の業種に制限はありますか？(スナックのような風俗営業など)</p>	<p>地域クーポンは、ファンクラブ専用 LINE で配信するデジタルクーポンで、日立市内の観光施設や飲食店等で割引やサービスが受けられるクーポンを想定しています。</p> <p>協賛事業者の業種については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で風俗営業と規定される業種等は対象外と考えております。</p> <p>協賛事業者については、仕様書のとおり、運営(委託)事業者と協議の上決定したいと考えております。</p>

No.	質 疑	回 答
3	<p>新規会員 5000 名を目指すとは、何をエビデンスとする想定でしょうか？</p> <p>氏名・住所・連絡先など個人情報までをクラブ員に求めるのか、専用ラインアカウントの登録数なのか？</p> <p>仮に、Xや Instagram 等も展開している場合、それらのフォロワー数もカウントして宜しいのか？</p>	<p>ファンクラブ会員は、ひたちファンクラブ専用 LINE アカウントの登録者(友だち登録者)です。新規会員数の目標を 5,000 名としたのは、令和 6 年 6 月に開設した「日立市公式 LINE」の友だち登録者が、開設後約半年で約 1 万人となったことによるものです。</p> <p>会員となる方は、LINE の友だち登録のみで、氏名や住所等の個人情報の登録は不要とします。また、ファンクラブに関連する X や Instagram 等のフォロワーは会員数には含まないこととします。</p>
4	<p>各イベントなどを実施するにあたり、市の施設を使用する際は、減免（施設使用料の全額免除）の対象となりますか？</p>	<p>ファンクラブイベントは、市の事業として実施するため、市の施設を使用する際は、基本的に使用料は全額免除となるよう市が所管課と調整をします。（施設によっては全額免除の対象とならない場合もあります。）</p>
5	<p>問い合わせ先として「ひたちファンクラブ」事務所を設置することとありますが、本事業専用の電話やメールアドレスの創設が必要となりますか？また、その事務所維持経費も業務委託費に含まれますか？</p> <p>または、Line の DM での対応程度を想定されていますか？</p>	<p>仕様書のとおり、「事務局」の設置をお願いするもので、必ずしも「事務所」としての場所を設ける必要はありません。問合せへの対応方法については、基本的には電子メールでのやり取りを想定しています。</p>

No.	質 疑	回 答
6	<p>活動実績として記載できる内容に基準はありますでしょうか。</p> <p>「契約名」という項目があるため、委託事業の実績のみが記載の対象ということでしょうか。</p>	<p>活動実績については、自治体等からの委託事業に限りません。</p> <p>(様式4)活動実績調書には、「契約名」を「活動実績(事業名)」、「契約期間」を「実施期間」や「実施日」に置き換えて記載してください。</p>

※いただいた質疑書に掲載された原文をそのまま掲載しています